

(号外)
独立行政法人国立印刷局

府令

目次

- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二〇)
- 国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通二)
- 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働三一)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三二)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産二一)
- 健康保険印紙の形式の一部を改正する件(同七九)

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二九)
- 計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院二)
- 繊維製品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(消費者庁四)
- 合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同五)
- 電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同六)
- 雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同七)
- 受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準(総務二〇三)
- 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(同一〇四)
- 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一〇五)
- 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件(同一〇六)
- 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三一)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三二)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産二一)
- 健康保険印紙の形式の一部を改正する件(同七九)

- 特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件
- 厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三
- 特定事業者責任比率の一部を改正する件
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(同三)
- 再商品化義務総量の一部を改正する件(同二)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(同二)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(同二)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一〇七)

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数IIの一部を改正する件(厚生労働一〇五)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一〇六)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(同一〇七)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一〇八)
- 生物学的剤基準の一部を改正する件(同一〇九)
- 医薬品等副作用被害救済制度の対象となるない医薬品の一部を改正する件(同一一〇)
- 次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件(同一一一)
- 入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(経済産業六三)
- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件(同六四)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第十一條第二項第二号)に規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件(同五)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第十一條第二項第二号)に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第十三條第二項第三号)に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同七)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第十三條第二項第三号)に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同六)
- 平成二十八年度使用教科書等掲載補償金額を定める件(文化庁二五)
- 平成二十八年度使用教科用拡大図書複製補償金額を定める件(同二六)
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)
- (以下次のページへ続く)

合成樹脂加工品		品質に関し表示すべき事項
用食事用、食卓の器具は台所用	ボリエチレンフィルム製又はボリプロピレンフィルムの袋(ラベルの厚さが〇・〇五ミリメートル以下)かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。(同じく)	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 容量(湯を入れるものに限る。) 四 取扱い上の注意 五 品質に関し表示すべき事項
ごみ容器及び冷蔵庫用の水筒、飲料用シールド以降の容器及び保冷剤を使用した容器等(以下「皿等」という)を除く。	ごみ容器その他の蓋付容器、洗い桶、冷蔵庫用の水筒、飲料用シールド以降の容器及び保冷剤を使用した容器等(以下「皿等」という)を除く。	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 耐冷温度 四 尺法 五 取扱い上の注意
ごみ容器その他の蓋付容器、洗い桶、冷蔵庫用の水筒、飲料用シールド以降の容器及び保冷剤を使用した容器等(以下「皿等」という)を除く。	ごみ容器その他の蓋付容器、洗い桶、冷蔵庫用の水筒、飲料用シールド以降の容器及び保冷剤を使用した容器等(以下「皿等」という)を除く。	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 耐冷温度 四 尺法 五 取扱い上の注意
まな板	まな板	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 耐冷温度 四 尺法 五 取扱い上の注意
製氷用器具	その他のもの(以下「食事用の器具等」という)	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 取扱い上の注意 四 尺法
盆	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 取扱い上の注意 四 尺法	
水筒	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 取扱い上の注意 四 尺法	
籠	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度 三 容量 四 取扱い上の注意	
たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	一 原料として使用する合成樹脂の種類 二 耐熱温度(浴槽蓋に限る。) 三 耐冷温度(バケツに限る。) 四 尺法(浴槽蓋に限る。) 五 取扱い上の注意	

湯たんぽ		(遵守事項)
二 耐熱温度	一 原料として使用する合成樹脂の種類	第一條 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者は、次の事項を遵守するものとする。
三 容量(湯を入れるものに限る。)	二 耐熱温度	原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)の種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる原料樹脂の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示すること。二種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記すること。二以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記すること。
四 取扱い上の注意	三 取扱い上の注意	第三條 取扱い上の注意
五 取扱い上の注意	四 取扱い上の注意	第四條 取扱い上の注意
原 料 樹 脂 の 種 類		第五條 原料樹脂の種類を示す用語
エチレンを主成分として重合した合成樹脂	プロピレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリエチレン
塩化ビニルを主成分として重合した合成樹脂	フェノール類とホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	ポリプロピレン
ユリアとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	スラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	塩化ビニル樹脂
多価アルコール類と不飽和多塩基酸類との縮合物を主成分とする合成樹脂	スチレンを主成分として重合した合成樹脂	フェノール樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	スチレンとアクリロニトリルを主成分として重合した合成樹脂	ユリア樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	スラミン樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	多価アルコール樹脂
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	メタクリル樹脂	ABS樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	アクリル樹脂	アクリル樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂	メタクリル樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	ポリアセタール	ポリアセタール
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	ナイロン	ナイロン

- 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成三十年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについて
は、なお從前の例によることができる。
- 消費者庁告示第六号
規程の全部を改正するこの告示を制定する。
- 平成二十九年三月三十日

(1) まな板については、まな板の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他
の付属品を除く。）を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示して
ミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・
マイナス五ミリメートル以内とする。

(2) 沖槽蓋については、沖槽蓋の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他
の付属品を除く。）を想定し、その幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示して
ミリメートル単位で表示すること（折り畳み蓋については、幅にあっては材材の長さ、長さにあつ
ては材材端部間の長さを表示すること）。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、
幅にあってはプラス・マイナス五ミリメートル以内、長さにあってはプラス・マイナス十三
ミリメートル以内とする。なお、幅及び長さの測定は、沖槽蓋を組み合わせた状態又は広げた
状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用して行うこと。

(3) ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋の枚数の表示に際しては、その製
品の枚数を表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、マイナス〇とする。

八 取扱い上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

(1) 火のそばに置かない旨。

(2) 熱い鍋等を載せない旨（まな板に限る。）。

(3) レモン等かんざしつ類の皮に含まれるテルペノン又は油脂によって変質する」がある旨（ス
チロール樹脂製のものに限る。）。

(4) 湯を満杯にして使用する旨（湯たんぽに限る。（五）において同じ。ただし、軟質の樹脂
製のものについては、「湯は約三分の一程度にとどめ、空気を抜いて使用すること」等材質に
応じて適切な湯量の表示を行つこと）。

(5) 長時間にわたり身体に密着して使用しない旨。

(6) 手をついたり、乗つたりしない旨（沖槽蓋に限る。）。

(7) 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設計されていない
ものに限る。）。

(8) 冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）。

(9) 電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子
レンジで使用できるものについては、電子レンジで使用できない旨、電子
レンジ等及び皿等に限る。）。

九 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
表示は、合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載すること。た
だし、取扱い上の注意の表示については、本体刻印、本体印刷又はラベルの貼付け等本体から容
易に離れない方法で行うこと。なお、表示することができる平面が五十平方センチメートル未満
の場合であつて、全ての表示事項を表示できないときは、第一条に定める表示事項のうち、容量
及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

附 則
(施行期日)

(1) まな板については、まな板の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他
の付属品を除く。）を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示して
ミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・
マイナス五ミリメートル以内とする。

(2) 沖槽蓋については、沖槽蓋の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他
の付属品を除く。）を想定し、その幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示して
ミリメートル単位で表示すること（折り畳み蓋については、幅にあっては材材の長さ、長さにあつ
ては材材端部間の長さを表示すること）。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、
幅にあってはプラス・マイナス五ミリメートル以内、長さにあってはプラス・マイナス十三
ミリメートル以内とする。なお、幅及び長さの測定は、沖槽蓋を組み合わせた状態又は広げた
状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用して行うこと。

電気機械器具品質表示規程 (表示事項)	
第一条 電気機械器具の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる電気機械器具につい て、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。	
第二条 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項 は、別表第二のとおりとする。	
別表第一 (第一条関係)	附 則 (施行期日)
1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。 (経過措置)	2 平成三十年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについて は、なお從前の例によることができる。

電気機械器具 (品質に関し表示すべき事項)	
エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下では、電熱装置を有するものにあっては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。以下同）	一 冷房能力
二 区分名（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。）	二 うち直吹き形で分離型のものに限る。
三 冷房消費電力	三 うち直吹き形で分離型のものに限る。
四 暖房能力（暖房のできるものに限る。）	四 暖房能力（暖房のできるものに限る。）
五 暖房消費電力（暖房のできるものに限る。）	五 暖房消費電力（暖房のできるものに限る。）
六 通年エネルギー消費効率（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。）	六 通年エネルギー消費効率（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。）
七 使用上の注意	七 使用上の注意
テレビジョン受信機	
一 年間消費電力量	
二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表示した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びスマートテレビに限る。三においても同じ。）	二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表示した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びスマートテレビに限る。三においても同じ。）
三 受信機サイズ	三 受信機サイズ
四 使用上の注意	四 使用上の注意
電気パネルヒーター	
一 放熱の方式	一 放熱の方式
二 温度調節の方式	二 温度調節の方式
三 暖房能力	三 暖房能力
四 熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。）	四 熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。）
五 使用上の注意	五 使用上の注意
電気毛布	
一 種類	一 種類
二 織維の組成	二 織維の組成
三 使用上の注意	三 使用上の注意